

## 2. 避難所等におけるペット連れ被災者への対応

自宅に居住できなくなった被災者を受け入れる指定避難所等の中には、避難スペースの問題などからペットを飼う場所が確保できず、ペットを連れた被災者が滞在できない所もあります。その場合はペットを受け入れられる避難所や預け先をペットの飼養者に紹介する必要があるが生じます。

災害時の判断や対応はあくまで自助が基本となり、自身や家族の安全を確保するために、得られる情報の下で最善の手段を考えて行動する必要があります。飼い主には、ペットの安全や健康に気をつけて、適切に飼養する義務があり、災害時の避難も考えて、ペットを預ける場所や友人等の依頼先を平常時に確保しておくべきです。またペットの受入れが可能な避難所に滞在する際は、他の避難者に迷惑がかからないように、平時からペットの「しつけ」や「衛生管理」を行っておき、ほかの避難者と同様に避難所のルールに従う必要があります。

そのような飼い主の責務が前提にあるとは言え、災害時には自宅等に留まる危険を避けるために、ペットとともに避難所等に避難せざるを得ない避難者が生じます。

このようなことも含めて、災害時に生じる事態に対処するために、以下の点が準備できているかを確認しましょう。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P16-20, 45, 68-69, 96-99

(注) 避難所等が指定緊急避難場所を兼ねる場合：地域によっては地理的な条件などから、指定緊急避難場所を特に設けず、または設けることができず、災害時には直ちに避難所等への避難を促す市区町村もあると思われます。この場合は災害発生からの時間経過の中で、一つの場所を2つの目的で利用する必要があります。災害の発生直後とはとにかく命を守るために避難する、誰もが利用できる場所である指定緊急避難場所として住民を受け入れ、当面の危険がある程度去った後は指定避難所として、一定期間の滞在を見据えたルールに基づいた運営をすることになります。このような施設には発災直後はペットを連れた避難者を含む様々な方が避難してくるため、あらかじめ全ての避難者の受入れを考えて準備しておく必要があります。

(1) 避難所等におけるペット連れ被災者への対応チェックリスト

☑	確認事項	詳細	解説
☐	事前の情報提供	ペットの受入れが可能な避難所等、受入れができない避難所等の所在を公表していますか。	<解説 5 >
☐		避難所等を運営する防災担当部局はペット等を扱う動物愛護管理部局と十分に連携していますか。	
☐	アレルギーを持つ方等への対応	避難所等で、動物アレルギーを持った方と動物との住み分けや動線を考えていますか。	<解説 6 >
☐	ペットの預け先等の準備	ペットも飼養できる避難所等やペットの一時的な預け場所は準備してありますか。	<解説 7 >
☐	支援要請先の確保	獣医師会や愛護団体などとの連携体制はできていますか。	<解説 8 >

## (2) チェックリストの解説

### <解説5>

□ **事前の情報提供**：ペットを受け入れられる避難所の存在・受入方法は平時から公表していますか。

- ・ 飼い主は平時から災害時のペットの避難を考え、避難先を準備しますが、いざという時に必要となるペットとともに避難できる避難所等も探しています。ペットを受け入れられる避難所等を確保し、その所在は平常時に必ず公表しておきましょう。
- ・ 公表に当たっては、受け入れ時に提供できる飼養環境などもできるだけ具体的に定めておきましょう。
- ・ ペット連れの被災者専用の避難所やペットと飼い主専用の空間を用意できる避難所を確保できる場合は、積極的に周知を図ることによって、ペット連れの被災者は可能な限りそちらの避難所を利用します。
- ・ この場合、避難所等の運営者にとっても、ペット連れの被災者とそれ以外の被災者が分離されることでトラブルのリスクも大幅に低減され、発災以前にペットを受け入れる準備ができることで獣医師会や動物愛護団体等のボランティア、物資の支援なども受けやすくなります。
- ・ 一方で、例えば広い敷地をもった避難所では、熱中症等に注意しつつ、ペットに車中で過ごしてもらうことが可能ですし、気候や天候にもよりますが、テントを張って過ごすことも可能です。また近くにペットホテルがあれば紹介し、支援獣医師等に一時的なペットの預かりを依頼することも可能でしょう。それぞれの避難所の持つ条件を考えて、ペットの預け先や飼育場所を考えておくことが重要です。  
(ペット等の家庭動物等を扱う担当部局と連携して考えてください。)

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P4-5, 48-49, 82

- ・ 指定避難所（自治体が設置）や自治会等が独自に設置する避難所は、危険が去るまでの一定期間を避難者が生活する場として、また災害の発生後に被災地がある程度復興するまでの期間を被災者が過ごす場所として設置されます。したがって大勢の避難者が共同生活を行うため、必然的に、それぞれの避難所には運営のルールが作られ、利用者はそのルールに従う必要があります。

<解説 6 >

□ アレルギーを持つ方等への対応：避難所等で、動物アレルギーを持った方と動物との住み分けや動線を考えていますか。

- ・ 特に動物にアレルギーを持った方や動物が苦手な方は対象動物と接しない場所に滞在していただく必要がありますので、これらの方の居住空間とペットの飼養場所を分離するとともに、避難所等内の移動でも動物との接点がないように、動線を考えて動物との住み分けをする必要があります。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P49, 72

参考例 1：被災者配布用チラシの例 (巻末 P35-36)

<解説 7 >

□ ペットの預け先等の準備：ペットも収容できる避難所等やペットの一時的な預け場所は準備してありますか。

- ・ 地理的、構造的な条件などからどうしてもペットを飼育する場所を一定の期間設けることが困難な避難所等で、災害による危険がまだひっ迫しておらず危険が迫るまでに時間的な余裕がある場合は、避難してきたペットの同行避難者に対して、ペットの受入れが可能な避難所等やペットの預け先、ペットの問題について相談できる窓口などを紹介します。
- ・ ペットの収容が可能な避難所等やペットホテル等の連絡先を案内するほか、相談窓口として、災害時に自治体や地方獣医師会が立ち上げる動物救護本部や動物愛護センターなどを紹介するために、自治体の防災担当部局や動物愛護管理部局は平時に獣医師会や愛護団体と協力関係を構築し、必要な案内ができるように準備しておくことが重要です。
- ・ ただし、上記の対応は危険が迫っていない場合に可能な対応であり、危険が迫っている緊急事態には、被災者を危険にさらすこととなりますので、危険が去るまでの間は滞在できる場所を必ず確保しておく必要があります。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P24-25, 57-61, 82, 86, 93-97

<解説 8 >

□ 支援要請先の確保：獣医師会や愛護団体などとの連携体制はできていますか。

- ・ 災害はその規模が大きくなればなるほど、広い範囲からの様々な支援

が必要になります。国や自治体が行う通常の災害支援に関しては近年、広範な支援体制が整備されてきましたが、ペットとその飼い主に  
対する支援体制の整備はいまだ十分とは言えません。

- ・ しかしながらこれまでの災害では、地方獣医師会等がすぐに支援活動を開始し、またペットフードなどを扱う民間の企業は、災害時の市区町村からの物資の支援要請に答えるために支援システムを構築しています。また多くのボランティアがペットの支援にも駆けつけます。
- ・ したがって避難所等を設置、運営する市区町村は平時から都道府県等の動物愛護管理部局と連携して、地区の獣医師会や民間企業、動物愛護団体などと災害時の協力体制を構築しておき、いざというときは支援を仰ぎましょう。
- ・ なお災害時の協力体制を構築するには災害の発生をシミュレーションした避難訓練や図上訓練の実施が効果的ですので、市区町村の防災担当部局と動物愛護管理部局は協働して、都道府県や近隣の市区町村も交えた図上訓練などを実施しましょう。
- ・ 図上訓練によって表面化するさまざまな問題に対して、前もって解決策を検討しておくことが、災害時に必ず役に立つと考えられます。

参照：人とペットの災害対策ガイドライン P18-24, 26-27, 54-56, 65-67, 102-105

注)：人とペットの災害対策ガイドライン P26 に記載がある「(一財)ペット災害対策推進協会」は、一定の役割を終えたため令和元年 12 月に解散しましたが、ペット関連事業者の有志 4 団体が後継組織「ペット災害支援協議会」を設立し、令和 2 年 1 月から災害時のペット関連物資の無償支援を行っています。

～まとめ(再確認)～

ペットと同行避難した避難者への対応で、避難所等を運営する市区町村が避難所を設置する際に考えておくこと、準備しておく必要があることを整理し、再確認しましょう

- 緊急避難場所等では、身体障害者補助犬やペットとの同行避難者を含め、発災初期に緊急避難する全ての被災者を受け入れる準備ができていますか。
- ペットの受入れが可能な避難所は公表されていますか。
- 避難所等では、ペットと同行避難した被災者と他の避難者との間に軋轢が生じないように、滞在場所や動線の分離などの対策がとられていますか。
- 避難がある程度長期にわたる場合に備え、ペットを預かる施設やボランティアの派遣要請等、支援を要請する準備ができていますか。

- ・ 内閣府防災情報のページ：

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/>



- ・ 避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月内閣府）

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo\\_guideline.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_guideline.pdf)



- ・ 国土交通省ハザードマップポータルサイト：

<https://disaportal.gsi.go.jp/>



- ・ 環境省 ペットの災害対策

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_law/disaster.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html)



- ・ 人とペットの災害対策ガイドライン（平成 30 年 3 月環境省）

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h3002.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html)

